

お 知 ら せ

平成 2 9 年 4 月 5 日
東 北 電 力 株 式 会 社

女川原子力発電所 2 号機管理区域内における放射性物質を含む水の漏えい
ならびに作業員への被水に関する原因と対策について

平成 2 9 年 3 月 2 7 日、定期検査中の女川原子力発電所 2 号機の原子炉建屋地下 3 階において、フィルタベント装置の設置工事における計器類のケーブル干渉作業（以下、「当該工事」という）に伴い設置していた仮設の排水ポンプの取り外し作業を行った際、放射性物質を含む約 5 リットルの水が漏えいした事象が発生しました。

漏えいした水の放射エネルギーは約 3.4×10^3 ベクレル※であることを確認しましたが、外部への流出はなく、本事象による環境への影響はありません。

また、漏えいした水の一部が、当該作業を行っていた協力企業の作業員 3 名にかかりましたが、その後の検査により、被ばくがないことを確認しております。

本事象に係る原因および再発防止対策を取り纏めましたので、お知らせいたします。

【水が漏えいした原因】

本来、仮設の排水ポンプの出口側にある弁（以下、「出口弁」という）を閉じた状態で、仮設の排水ポンプを取り外すべきところ、以下の理由により開いたままとなっていたことから、仮設ホースの接続部を取り外した際に、配管内に溜まっていた水が漏えいしたものと推定した。

1. 他グループへの依頼事項が不明確

仮設の排水ポンプの取り外しを実施するにあたり、当該工事を担当する「計測制御グループ」は、仮設の排水ポンプの取り外し作業を担当する「共用設備グループ」に対し、作業を安全に実施するために必要な処置（出口弁の閉）の管理をどちらが主体的に行うか明確にしていなかった。

2. 作業開始前の相互確認が不十分

共用設備グループは、協力企業から作業開始について連絡を受けたが、仮設の排水ポンプの取り外しまでは行わないと思い、作業を許可した。

3. 作業手順に従い確実に作業を行うことに対する慎重さが不足

協力企業の作業員は、共用設備グループの担当者から作業開始の許可を得たことで、作業手順に基づく出口弁の確認は共用設備グループ側で実施済であると思い、弁の開閉状態を直接確認しなかった。

【再発防止対策】

1. 依頼する作業の範囲を明確化

作業担当グループから、他のグループへ作業管理を依頼する場合には、予め、作業管理の所掌範囲を明確にする旨を文書に反映する。

2. 作業開始前の相互確認の徹底

当社が作業開始前に協力企業と相互に確認・共有すべき事項を、作業前セルフチェックカードなどに明確化する。

3. 「基本動作に関する教育」を実施

作業手順に従い、確実に作業を行うといった、基本動作に関する教育については、これまでは当社社員を中心に実施してきたが、今後、協力企業においても同様に実施していく。

当社はこれまで、基本動作の徹底等のヒューマンエラー低減に向けた取り組みを鋭意進めてきたなかで、今回の事象を発生させてしまったことについて重く受け止めております。

今回策定した再発防止対策を、現在進めているヒューマンエラー低減に向けた取り組みに反映し、着実に浸透・定着するよう努めてまいります。

以 上

※法令に基づく報告基準の約1, 000分の1程度。また、1リットルあたりの放射エネルギーはラドン温泉と同程度。

[別紙] 女川原子力発電所2号機における水漏れの原因・再発防止対策（概要図）